

受動喫煙対策は 法律に基づくルールです

改正健康増進法

屋内は原則禁煙です！

敷地内禁煙

- 学校・保育所 等
- 病院・診療所
- 市役所 等

屋外で受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所に、喫煙場所を設置することができます。
(特定屋外喫煙場所)

原則屋内禁煙

- 事務所 ●工場
- ホテル・旅館 ●飲食店
- 公共交通機関(バス・電車) 等

喫煙する場合は決められた場所、ルールで！

喫煙できる場所には
標識があります



SMOKING AREA

20歳未満の方は、
喫煙エリアに入れません！



喫煙器具・設備の撤去

喫煙してはいけない場所に、喫煙するための
器具や設備を設置してはなりません。



屋外でも家庭でも喫煙する際は周囲への配慮を！

違反者には罰則が適用されることがあります